

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を終えて



令和4年7月27日付公共高第236号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」にご協力いただき、ありがとうございました。

今年度の資格確認（検認）においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

遡って認定取消となった場合、取消日以降に病院等で組合員証（保険証）を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただくことになります。

組合員の皆様におかれましては、日頃から被扶養者の現況（就労・収入）を把握していただき、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて取消手続を行ってください。



下記は今回の検認で、認定取消となった主な事例です。

①被扶養者が就職し、新たに健康保険証を持っていることが判明した。

就職等により新たに健康保険証を取得した場合、被扶養者の資格は喪失となります。

②パートの収入があり、月額108,334円以上の収入は3か月連続しないが、過去12か月の累計が認定基準額を超えていた。

月の収入に変動があり、年間の収入見込みが立ちにくいものについては、毎月の収入を確認し、認定要件に該当するかどうかを判断します。

3か月連続していない場合でも、収入の累計が130万円以上（毎月、過去12月分をスライドして確認）となる場合には、その時点で認定取消となります。

収入には賞与や手当等を含みますので、十分確認をしてください。

③公的年金（国民年金、厚生年金等）のほかに、個人年金や財形年金の収入があることが判明した。

生命保険契約に基づく個人年金や貯蓄型の個人年金（財形年金等）を定期的に受け取る場合は恒常的な収入とみなします。

60歳以上の公的年金受給者及び障害を事由とする公的年金受給者の認定基準額は180万円未満ですが、個人年金については認定基準額が130万円未満になりますので、公的年金の受給がない場合はご注意ください。

また、公的年金受給者で、かつパート・アルバイトのような月単位の収入がある場合、月額15万円以上の収入がある月が3か月連続していないかどうか確認が必要です。

年金額を12か月で除した額にパートやアルバイトの月の収入を合計した額が15万円以上ある月が3か月連続した場合は認定取消となります。

④事業所得があり、確定申告書上の所得金額は130万円未満だったが、必要経費を確認したところ、認定基準額を超える収入となった。

事業、農業、不動産所得者等の収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費を控除した額を収入として取扱います。そのため、確定申告書上の所得金額とは異なります。

共済組合で認めている必要経費については、右のページでご確認ください。（[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#)>[高知支部について](#)>[福祉事務の手引](#)>[（手引1）組合員資格](#)からもご確認できます。）
なお、事業等収入が認定基準額以上となった場合は、確定申告を行った日が認定取消日となります。

【このページについてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定要件（概要）は次のとおりとなります。**被扶養者が認定要件を欠いた場合、被扶養者の認定取消は取り消すべき事実の発生した日まで遡って行われ、取消日以降に給付された医療費等は返還していただくこととなります**ので、日ごろから被扶養者の収入状況についてご確認いただきますようお願いいたします。

◆被扶養者の認定基準額について

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くても障害年金受給者
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・恩給（注2）等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満

①被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）**ただし、事業所得、不動産所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を控除した額となります。（④参照）**

②恒常的な収入とは3か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。

③認定基準額は収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

- （例）年金（注1）収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断します。
- 年金と給与（月給）収入（注2）の場合 ⇒ 月額 で判断します。
- 失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断します。

④事業所得、不動産所得等における必要経費として認められないものは下記でご確認ください。

※下記で認めていない経費であっても、業種・必要経費の内容により一部認められる場合があります。

【一般用（事業所得・不動産所得等）】

○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否								
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】

○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

傷病手当金について

「傷病手当金」とは？

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため勤務不能となり、その結果、所得の喪失または減少があった場合に、これを補填し生活の安定を図り療養に専念していただくことで、組合員の早期の職場復帰を図るものです。

「いつから（支給開始日）、どのくらいの期間（支給期間）」支給されるの？

【支給開始日】

引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなり、傷病手当金給付日額が報酬日額を上回ったときから。

【支給期間】

1年6か月間支給されます。引き続き勤務不能の場合は、「傷病手当金附加金」が6か月間支給されます。（退職後は附加金の支給はありません。）



同一の傷病について障害年金を受けることになった場合は、傷病手当金は年金額によって調整されます。遡って年金が支給され、傷病手当金の支給期間と重複する期間がある場合は、すでに支給を受けた傷病手当金の一部を返還していただきます。

育児休業手当金・介護休業手当金の 給付上限日額が変わりました



育児・介護休業手当金の算定の基礎となる給付日額には上限額が設けられており、これを「給付上限相当額」といいます。

令和4年8月より、雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、育児・介護休業手当金の給付上限相当額が下表のとおり変更となっています。（令和4年8月17日付け公共高第274号にて通知）

このことに伴い、毎月給付している育児休業手当金及び介護休業手当金の給付額が、令和4年8月休業分から変更となっている場合があります。

育児休業手当金		介護休業手当金
(育児休業開始から180日目まで)	(181日目から)	15,266円
13,878円	10,356円	

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

●ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分を使って製造・販売する後発医薬品です。
開発費にかかる費用が少ない分、先発医薬品より安い価格で提供されています。

●効き目や安全性は？

厚生労働省が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有すると認めた医薬品です。



●ジェネリック医薬品に切替えたいときは？

- ①医師や薬剤師に利用する旨を伝えてください。
- ②それぞれの薬の効果・副作用について薬剤師から説明を受けましょう。
- ③薬剤師の説明に納得できたら、ジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。

ジェネリック医薬品の詳しい情報はこちらのホームページから確認できます。
日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会ホームページ
■かんじゃさんの薬箱 <http://www.generic.gr.jp>

限度額適用認定証について

入院等により医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に所属所長を経て共済組合へ「限度額適用認定証申請書（様式3-10号）」をご提出ください。

この限度額適用認定証を組合員証等と併せて医療機関に提示することにより、窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます。

※共済組合で申請書を受付後、交付までに約10日程度要します。



限度額適用認定証の交付申請をしない場合や、限度額適用認定証を医療機関に提示しない場合の高額療養費については、後日共済組合から自動的に給付されますので（請求不要）、最終的な自己負担額は変わりません。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

育児休業期間中の掛金等免除の要件が変わりました!!

1. 令和4年9月までの育児休業期間中の掛金等免除

- 月末時点で育児休業を取得している場合、その月の掛金等が免除となります。

(例1) 5/15~7/15に育児休業を取得した場合⇒5・6月が免除になる。

5月	6月	7月
免除 月例分	免除 月例分・期末手当等分	徴収 月例分
← 5/15育休開始		7/15育休終了 →

(例2) 6/5~6/25に育児休業を取得した場合⇒免除にならない。

5月	6月	7月
徴収 月例分	徴収 月例分・期末手当等分	徴収
	← 5/15育休開始 6/15育休終了 →	

● 6月末時点で育児休業を取得していないため免除対象外。

2. 令和4年10月1日以降の育児休業期間中の掛金等免除

《月例分》

- 月末時点で育児休業等を取得している場合は当該月の掛金等を免除します (変更なし)
- 育児休業の開始日及び終了日の翌日が同月内にある場合は、14日以上育児休業等を取得している場合に当該月の掛金等を免除します (変更)

《期末手当等分》

- 期末手当等に係る掛金・保険料については、支給月の月末時点で育児休業等を取得しており、かつ、その育児休業等期間が1月を超える場合に限り、掛金等を免除します。 (変更)

(例1) 5/15~7/15に育児休業を取得した場合⇒5・6月が免除になる。

5月	6月
徴収 (月例分)	免除 (月例分) 免除 (期末手当等分)
← 5/15育休開始	

- 5・6月末時点で育児休業を取得しているため、5・6月の月例分は免除。
- 6月末に育児休業等を取得しており、かつ、その期間が1月を超えているため、期末手当等分は免除。

(例2) 6/5~6/30に育児休業を取得した場合⇒6月の月例分のみ免除になる。

5月	6月
徴収 (月例分)	免除 (月例分) 徴収 (期末手当等分)
	← 6/5育休開始 6/30育休終了 →

- 6月末時点で育児休業を取得しているため、6月の月例分は免除。
- 6月末に育児休業等を取得しているが、その期間が1月を超えていないため、期末手当等分は徴収 (免除対象外)。

(例3) 6/5~6/25に育児休業を取得した場合⇒6月の月例分のみ免除になる。

5月	6月
徴収 (月例分)	免除 (月例分) 徴収 (期末手当等分)
	← 6/5育休開始 6/25育休終了 →

- 2週間以上の育児休業を取得しているため、6月の月例分は免除
- 6月末に育児休業等を取得していないため、期末手当等分は徴収 (免除対象外)。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

令和4年10月から標準報酬等級一覧表が 改正されました!!

令和4年10月から標準報酬等級一覧表が下表のとおり改正されました。特に短期給付(育児休業手当金等)の請求書に標準報酬等級及び月額を記入する欄がありますので、お間違いのないようご注意ください。

- 【概要】 ●短期給付：下限に4等級追加されました。 ●厚生年金：変更なし
●退職等年金：下限に1等級追加されました。

等級			報酬月額の範囲		標準報酬月額
短期給付	厚生年金	退職等年金給付			
第1級	—	—	63,000 円未満		58,000 円
第2級	—	—	63,000 円以上	73,000 円未満	68,000 円
第3級	—	—	73,000 円以上	83,000 円未満	78,000 円
第4級	第1級	第1級	83,000 円以上	93,000 円未満	88,000 円
第5級	第2級	第2級	93,000 円以上	101,000 円未満	98,000 円
第6級	第3級	第3級	101,000 円以上	107,000 円未満	104,000 円
第7級	第4級	第4級	107,000 円以上	114,000 円未満	110,000 円
第8級	第5級	第5級	114,000 円以上	122,000 円未満	118,000 円
第9級	第6級	第6級	122,000 円以上	130,000 円未満	126,000 円
第10級	第7級	第7級	130,000 円以上	138,000 円未満	134,000 円
第11級	第8級	第8級	138,000 円以上	146,000 円未満	142,000 円
第12級	第9級	第9級	146,000 円以上	155,000 円未満	150,000 円
第13級	第10級	第10級	155,000 円以上	165,000 円未満	160,000 円
第14級	第11級	第11級	165,000 円以上	175,000 円未満	170,000 円
第15級	第12級	第12級	175,000 円以上	185,000 円未満	180,000 円
第16級	第13級	第13級	185,000 円以上	195,000 円未満	190,000 円
第17級	第14級	第14級	195,000 円以上	210,000 円未満	200,000 円
第18級	第15級	第15級	210,000 円以上	230,000 円未満	220,000 円
第19級	第16級	第16級	230,000 円以上	250,000 円未満	240,000 円
第20級	第17級	第17級	250,000 円以上	270,000 円未満	260,000 円
第21級	第18級	第18級	270,000 円以上	290,000 円未満	280,000 円
第22級	第19級	第19級	290,000 円以上	310,000 円未満	300,000 円
第23級	第20級	第20級	310,000 円以上	330,000 円未満	320,000 円
第24級	第21級	第21級	330,000 円以上	350,000 円未満	340,000 円
第25級	第22級	第22級	350,000 円以上	370,000 円未満	360,000 円
第26級	第23級	第23級	370,000 円以上	395,000 円未満	380,000 円
第27級	第24級	第24級	395,000 円以上	425,000 円未満	410,000 円
第28級	第25級	第25級	425,000 円以上	455,000 円未満	440,000 円
第29級	第26級	第26級	455,000 円以上	485,000 円未満	470,000 円
第30級	第27級	第27級	485,000 円以上	515,000 円未満	500,000 円
第31級	第28級	第28級	515,000 円以上	545,000 円未満	530,000 円
第32級	第29級	第29級	545,000 円以上	575,000 円未満	560,000 円
第33級	第30級	第30級	575,000 円以上	605,000 円未満	590,000 円
第34級	第31級	第31級	605,000 円以上	635,000 円未満	620,000 円
第35級	第32級	第32級	635,000 円以上	665,000 円未満	650,000 円
第36級			665,000 円以上	695,000 円未満	680,000 円
第37級			695,000 円以上	730,000 円未満	710,000 円
第38級			730,000 円以上	770,000 円未満	750,000 円
第39級			770,000 円以上	810,000 円未満	790,000 円
第40級			810,000 円以上	855,000 円未満	830,000 円
第41級			855,000 円以上	905,000 円未満	880,000 円
第42級			905,000 円以上	955,000 円未満	930,000 円
第43級			955,000 円以上	1,005,000 円未満	980,000 円
第44級			1,005,000 円以上	1,055,000 円未満	1,030,000 円
第45級			1,055,000 円以上	1,115,000 円未満	1,090,000 円
第46級			1,115,000 円以上	1,175,000 円未満	1,150,000 円
第47級			1,175,000 円以上	1,235,000 円未満	1,210,000 円
第48級			1,235,000 円以上	1,295,000 円未満	1,270,000 円
第49級			1,295,000 円以上	1,355,000 円未満	1,330,000 円
第50級			1,355,000 円以上		1,390,000 円

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

これから利用できる保健事業のご案内

～芸術鑑賞～

組合員とその被扶養者の保健事業（教養・文化）として指定の公演等の入場料の一部を補助しています。「芸術鑑賞利用補助券」を入場券等取扱所に提出することで入場料が割引かれます。今月号では、11月から3月に実施される公演等をご案内します。



公演等名	公演日等	補助額	事業所名
宝くじ文化公演 夏川りみ・秋川雅史 「歌酔いハートフルコンサート」	2023. 2.12 (日)	500円	県民文化ホール ほか
第11回 高知の音楽活性化事業 「金子三勇士ピアノリサイタル」	2023. 3.11 (土)	一般 500円 高校生以下 250円	
合田佐和子展〈共同企画展〉	2022.11. 3 (木)～ 2023. 1.15 (日)	一般 500円 大学生 400円	高知県立美術館総合案内
驚きの新版画ワールド〈巡回展〉	2023. 1.28 (土)～ 2023. 3.19 (日)		
上林暁生誕120年記念 上林暁と大江健三郎 ～遺書としての私小説と 戦略としての私小説～	2022.12. 1(木)～ 2023. 1.26 (木)	200円	高知県立文学館
柴田ケイコ展	2023. 2. 4 (土)～ 2023. 3.26 (日)	250円	
企画展 「れきみんコレクション！ なんでもランキング」	2023. 1. 2 (月)～ 2023. 3.12 (日)	250円	高知県立歴史民俗資料館
令和4年度 公共ホール現代ダンス活性化支援 事業（タイトル未定）	2023. 2.12(日)	500円	土佐清水市立市民文化会館 ほか

※ 公演等につきましては、変更（中止・延期）となる場合があります。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

高知会館で「利用券」が使えます

令和3年度から保健（補助）事業として利用券事業を行っています。
共済組合の宿泊施設「高知会館」を利用された際に、利用料の一部を補助します。

レストラン・宴会など高知会館を組合員が利用したときに、**利用料1,000円につき500円を補助**します。
補助金額の上限は、**年間3,000円**です。
（駐車場料金は対象外です）

〈利用方法〉

高知会館を利用される際に**組合員証**を持参し、組合員である旨を申し出てください。その場で「利用券」を発券します。

（組合員証を所持していない場合は利用できません）

（組合員本人及び所属所長の証明印は必要ありません）

（宴会等で団体利用する場合は、団体利用専用の様式を高知支部HPからダウンロードすることができます）



高知市本町5-6-42

電話：088-823-7123

「宿泊施設利用補助券」の発券が便利になりました

高知会館を公務外で**組合員・被扶養者**が宿泊利用される際に、**1人1泊につき2,500円を補助**します。「**宿泊施設利用補助券**」の発券は高知会館のフロントで行いますので、事前に作成して持参する必要はありません。また、以前は必要としていた本人及び所属所長の証明（印）は不要となっています。

利用される際は利用者全員の**組合員証及び被扶養者証**をフロントで必ず提示してください。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

特定保健指導の対象となられた方(組合員及び被扶養者の方)へ

特定保健指導を利用しましょう！

特定健康診査(人間ドック等を含みます。)の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として、特定保健指導を実施します。対象となられた方には、受診される際に必要となる「特定保健指導利用券」を10月から順次送付しています。



特定保健指導は“無料”で受診できます！！
利用券の初回面接の有効期限は、令和5年3月31日までです。

(株)ベネフィット・ワンに特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。

特定保健指導の対象となる組合員の方へは、「特定保健指導利用券」を送付した後、ベネフィット・ワンから所属所にお電話で受診のご案内をさせていただきます。

職場やご自宅などで直接保健師等と面談していただくものと、パソコンやスマートフォンを利用したICT面談もご利用できます。詳しくは、利用券に同封されているご案内をご覧ください。

ICT面談(オンライン面談)もできます！特定保健指導の対象となられた方はぜひご利用ください。



* 当支部が実施する人間ドック(脳ドックを除く。)を受診される場合、検診機関によってはドック受診の結果特定保健指導の対象となった方を対象に、ドック受診日当日に特定保健指導を実施します。(この場合、利用券は不要です。)

特定保健指導の対象となると

★動機付け支援(メタボのリスクが出はじめた方)

専門家との面接で生活習慣改善のための計画を立て、3か月以上経過後に改善状況の確認を行います。

★積極的支援(メタボのリスクが高い方)

初回面接でメタボリックシンドローム改善のための計画を立て、3か月以上継続したサポートを専門家から受けた後、3か月以上経過後に改善状況の確認を行います。

※特定健診及び特定保健指導の実施については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できない場合がありますので、ご了承ください。

健康情報冊子「QUPiO Plus」をお届けします

個人ごとの健診結果を分析し、生活習慣等の維持・改善に関する健康情報を冊子にまとめた健康情報冊子『QUPiO Plus(クピオ プラス)』を令和4年11月以降、順次、ご自宅あてにお送りします。これからの健康づくりにお役立てください。

◎送付対象者 令和4年度に特定健康診査(人間ドック、被扶養配偶者婦人検診、定期健康診断含む)を受診した組合員及び被扶養者(令和4年度末の年齢が40歳以上の者に限る。)

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

無料 / 企画多数! オンラインセミナー&イベント



ライブ配信も!

会員さま限定

各種セミナーからオンライン婚活まで、豊富な企画が魅力!

BeneTVとは?

「BeneTV」は健康、育児、介護などのテーマから、パリコレ参加講師のメイクセミナー、筋トレセミナー、オンライン婚活まで、幅広い企画のセミナーを無料で受講できます。



ここがおすすめ!



1 自由な場所で

PC・スマートフォン・タブレット等でご自宅・通勤中・屋外でも自由な場所からご参加いただけます。

2 LIVEは双方向

LIVEセミナーは質疑応答でその場でお悩み解決。会員さま同士で会話ができるイベント企画も!

3 見逃し配信は自由な時間で

見逃し配信は一定期間視聴可能! 自由な時間と場所でご視聴いただけます。

受講前の準備

Step 1. Zoomのダウンロード

ご視聴には事前に Zoom アプリケーションのインストールが必要です。初回のダウンロードの詳細はこちらからご確認ください。

▶ <https://zoom.us/download>

※お客様のインターネット回線状況などが不明なため、接続品質については担保できませんので、その点をご了承の上お申込みください。

スマホはこちらから/



Step 2. 音声のご確認

PC・スマートフォン等のデバイスの違いや、スピーカー・イヤホン等の音源によっても設定が異なります。事前に音声のご確認をお願いいたします。ライブセミナー中は事務局側で常に音声確認をしております。



▼実施例

○親にも子にも伝えたい! 今日からできる認知症予防セミナー
○美しく健康に食事でヘルシーエイジングセミナー
○病気治療と仕事の両立支援(がん)セミナー
○心身を整えるマインドフルネスヨガセミナー など

気になる今後の企画は会員専用サイトでチェック!!



詳細・お申込みは会員専用サイトへ

ベネフィット 検索

<https://www.benefit-one.co.jp>

スマホは右記のコードから!



※掲載の情報は2022年8月現在の情報です。 ※特典内容は一例となります。最新の特典情報と利用方法は会員専用サイトでご確認ください。 ※ご利用の際は、会員専用サイトにて注意事項を確認の上、ご利用ください。 ※イラスト・画像はイメージです。



「ベネアカウント」に登録して ベネフィット・ステーションを利用しよう！

ベネアカウント登録方法

認証キー 1：証番号にアルファベットを含む組合員は、アルファベットを除いた5桁の番号を入力してください。

①団体ID、認証キー1・2で初回ログイン

以下にログインし、ベネアカウントを登録してください。

URL：
https://beac.benefit-one.inc/bo/bpf/auth/firstlogin/web/login?bo_service_code=BS



団体ID：C00026B6A
認証キー 1：組合員証番号
認証キー 2：生年月日
1990年1月1日生まれの場合
19900101

②ベネアカウント新規登録画面に遷移します。

今後IDとして使用したいメールアドレスIDとパスワードを入力して、新規登録をクリック。規約へ同意し、ベネアカウントの仮登録が完了します。

③②でログインIDとして登録したメールアドレスに、アカウント登録メールが届きます。

URLにアクセスしてください。

※件名：[ベネワン・プラットフォーム]アカウント登録案内メール



④本人確認画面に遷移します。

②で設定したパスワードを入力し送信をクリックしてください。

⑤本人確認画面に遷移します。ご自身の情報をご入力の上、送信をクリックしてください。

⑥登録完了画面に遷移しましたら、ログインをクリックしてください。ログイン画面に遷移します。

ベネアカウントの登録完了

まずは **ベネフィット**

検索

【PC】 <http://www.benefit-one.co.jp>

【スマホ/携帯】 <http://bnft.jp>



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

知っておきたい標準報酬制

共済組合の掛金（保険料）や給付の算定の基礎となる標準報酬月額（等級）は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し（決定・改定）されます。今回は、その中の「育児休業等終了時改定」について説明します。

育児休業等終了時改定

育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）を終了した後、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このような場合、育児休業等を終了したときに申出をすることにより、標準報酬を改定できます。（※1）この改定を「**育児休業等終了時改定**」といいます。決定した標準報酬は、**次の定時決定までの間**の標準報酬となります。

※1 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。随時改定については、福利高知第131号（令和4年7月26日発行）をご覧ください。

●対象となる方

次の2つの要件を満たした方が「育児休業等終了時改定」の対象となります。

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る**3歳未満の子を養育する方**（※2）
- ②共済組合に**申出**（※3）を行った方

※2 育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始している方を除きます。

※3 申出は、共済組合へ「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」等を提出することにより行います。

●算定方法

育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の**3か月間**（※4）に受けた報酬の平均額を「報酬月額」として「標準報酬等級表」に当てはめて、標準報酬を算定します。算定した標準報酬と従前の標準報酬とを比較して1等級以上の差があれば、標準報酬を改定します。

※4 支払基礎日数が17日未満である月は除きます。3か月とも支払基礎日数が17日未満であるときは、育児休業等終了時改定は行いません。



ポイント

「随時改定」は標準報酬の等級に2等級以上の差があるときに標準報酬の改定を行いますが、「育児休業等終了時改定」は1等級以上の差があれば標準報酬の改定を行います。

定時決定に関するQ&A

Q 4月から6月までは、例年業務量が多く、他の期間に比べて報酬の額が多くなっています。この場合であっても、4月から6月までの報酬により標準報酬を決定することになりますか？

A 業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となる場合は、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。

様式（第1-3号及び1-4号） [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) → [各種様式ダウンロードコーナー](#) からダウンロードすることができます。

【このページについてのお問い合わせ】共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

いきいき健康だより

健康診断 受けたままになっていませんか？



健康診断は毎年受けて、結果を比較しましょう

健康に生活するためには、自分の身体の現状をきちんと把握することが大切です。毎年健康診断を受けることで、毎年の変化を知ることができ、小さな変化にも気づきやすくなります。

「要経過観察」「要精密検査」「要医療」など「異常なし」以外の項目をチェックしましょう

生活習慣病は、初期には自覚症状がないまま進行することがほとんどです。自己判断をせずに健診結果の指示に従うことが大切です。

保健指導を受けるチャンスがあれば利用しましょう

自身の生活習慣と健診結果の関係を理解し、自分の身体の現状を把握することで、できることから生活習慣を見直してみましよう。



症状のない健康な時から健診を受けることで、変化に気づき、ほんの少し生活習慣を改善することで心臓病や脳卒中など重大な病気を防ぐことができます！

主な検査項目と検査の目的

検査項目		検査でわかること	関連項目
	腹囲	おなか周りを測定し、内臓脂肪型肥満を判定する	肥満
	BMI	身長と体重の割合でやせや肥満を判定する	
	血圧	高血圧や心臓病、動脈硬化の進行をチェックする	動脈硬化等
血糖	HbA1c	過去1～2か月の平均的な血糖値の検査で、長期間の血糖コントロールの目安としてチェックする	糖尿病
血中脂質	中性脂肪	増加すると脂肪肝のリスクが高くなり、動脈硬化が進行する	動脈硬化
	HDLコレステロール	値が高いほど動脈硬化を予防する働きがある(善玉コレステロールのこと)	
	LDLコレステロール	増加すると血管の壁にたまりやすく動脈硬化が進行する(悪玉コレステロールのこと)	
肝臓機能	AST (GOT)	肝臓や心臓などの細胞に多く含まれる酵素の量を測定することで、肝臓や心臓の異常をチェックする	肝臓疾患など
	ALT (GPT)		
	γ-GTP	肝臓の解毒に関係する酵素、過度の飲酒により値が上昇するためアルコールによる影響をチェックする	
尿	尿糖	糖尿病の危険性チェックする	糖尿病など
	尿蛋白	腎臓の異常をチェックする	腎臓病など



参考：高知県健康応援ハンドブック

【お問い合わせ先】 教職員・福利課（職員厚生） ☎ 088-821-4905